

第3章 子どもの生きる力を育む環境づくり

(1) 次世代を育む親となるための支援

基本方針

核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化等の影響により、自分が家庭を持つまで子育ての様子を身近で見たり、子どもと接することなく親となる人が増えており（図表 44）、このような子どもとのふれあいの不足が子育て不安の一因として指摘されています。

そのため、次代を担う子どもたちに、家庭や学校、地域などにおいて、家庭を持つことや子育ての楽しさ・素晴らしさを教えていくことが必要です。

そこで、人権尊重や男女共同参画の視点も踏まえながら、子育ての大切さを理解できるよう、乳幼児とのふれあい体験などを取り入れた教育・啓発を行います。

また、多くの子どもは、保護者が自分を育ててくれた体験や育った環境を通して、子育てについて学んでいきます。そこで、保護者に対する支援は、次世代を育む親となるための支援という観点も重視して取り組みます。

■図表 44 自分の子どもが生まれる前に赤ちゃんを抱いたり世話をした経験■



資料／次世代育成支援に関する意識調査〔一般成人用〕（平成 15 年度）
（注）旧久留米市地区のみ実施

施策の方向

① 男女がともに関わる子育てなどの推進

- 男女がともに協力して子育てに関わることや、子どもを生み、育てることの意義に関する教育や広報啓発に取り組みます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
120	学校教育における男女共同参画教育の推進	小・中学校において、学習指導要領の趣旨に則り、各教科や道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を通して、男女共同参画に関わる教育を推進します。
121	男女がともに関わる子育ての啓発等の実施	男女がともに協力して子育てに関わることなどの視点も踏まえながら、各種の子育て教室・子育て講演会などの実施や、社会教育関係団体指導者（公民館・PTAなど）に対する研修などを実施します。
122	職業生活における仕事と子育ての両立への取り組みに向けた広報・啓発の実施	労働者や事業主、市民に対して、男女が協力して子育てを含む家庭生活と仕事の両立に向けた広報・啓発に努めます。さらに、商工会議所ほか経営者団体などにも協力を呼びかけます。

② 子育て体験の充実

- 中学生・高校生等が乳幼児とふれあい、子育ての体験ができる機会を設けます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
123	乳幼児ふれあい体験事業の推進	子育て交流プラザ「くるるん」や乳幼児健診の場等を活用し、中高生等が乳幼児やその保護者とふれあい、子育ての体験ができる機会を設けます。
124	乳幼児との交流受け入れ促進	総合学習の時間などを活用し、職場体験や乳幼児との交流等を実施する場合、可能な限り公立保育所等での受け入れを行います。

(2) 教育環境の充実

基本方針

学校は、子どもが一日の大半を過ごす学びの場であり、家庭と並んで、子どもの健やかな成長にとって重要な役割を担っています。

これからの変化の激しい社会を生きる子どもたちには、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力などからなる「生きる力」を幼少期から育むことが大切です。そこで、基本的な生活習慣の確立、総合的な学習の実施、体験や問題解決型の学習の充実、男女共同参画教育の推進などに取り組んでいるところです。しかし、その一方で、不登校やひきこもりなどの教育環境を取り巻く深刻な課題も見受けられます。

ニーズ調査によると、現在住んでいるところで子どもを育てたくない理由として、「遊び場が少ない」などとともに、「教育環境が整っていない」が上位にあがっており（図表35）、教育環境のより一層の充実が望まれています。

このため、基礎的な学力の定着を図ることはもとより、ゆとりの中で豊かな人間性などの「生きる力」を身につけることができるように、学校と地域との連携のもと特色ある学校づくりを進めるなど、教育環境の充実に努めます。

また、不登校児などに対する相談・支援の充実も図ります。

施策の方向

① 幼児教育の充実

- 幼児教育研究所において、乳幼児保育・教育に関する研究や情報提供、相談対応等を行います。
- 私立幼稚園助成や幼稚園教諭研修への支援等により、幼稚園における教育の充実を図ります。
- 幼児教育に関する情報交換や研究等を行うため、幼稚園、保育所、小学校の連携に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
125	幼児教育の研究・啓発	幼児教育研究所において乳幼児保育・教育に関する研究や広報啓発、情報提供、相談対応等を行います。
126	私立幼稚園への助成	幼児教育の振興充実を図るため、私立幼稚園に対して運営費・設備費等の助成を行います。
127	幼稚園研修の支援	幼稚園教諭の資質向上を図るために実施される研修の支援を行います。
128	幼保小合同研修の実施	幼児教育と学校教育との連携強化を図るため、保育所、幼稚園、小学校関係者の合同研修を行います。

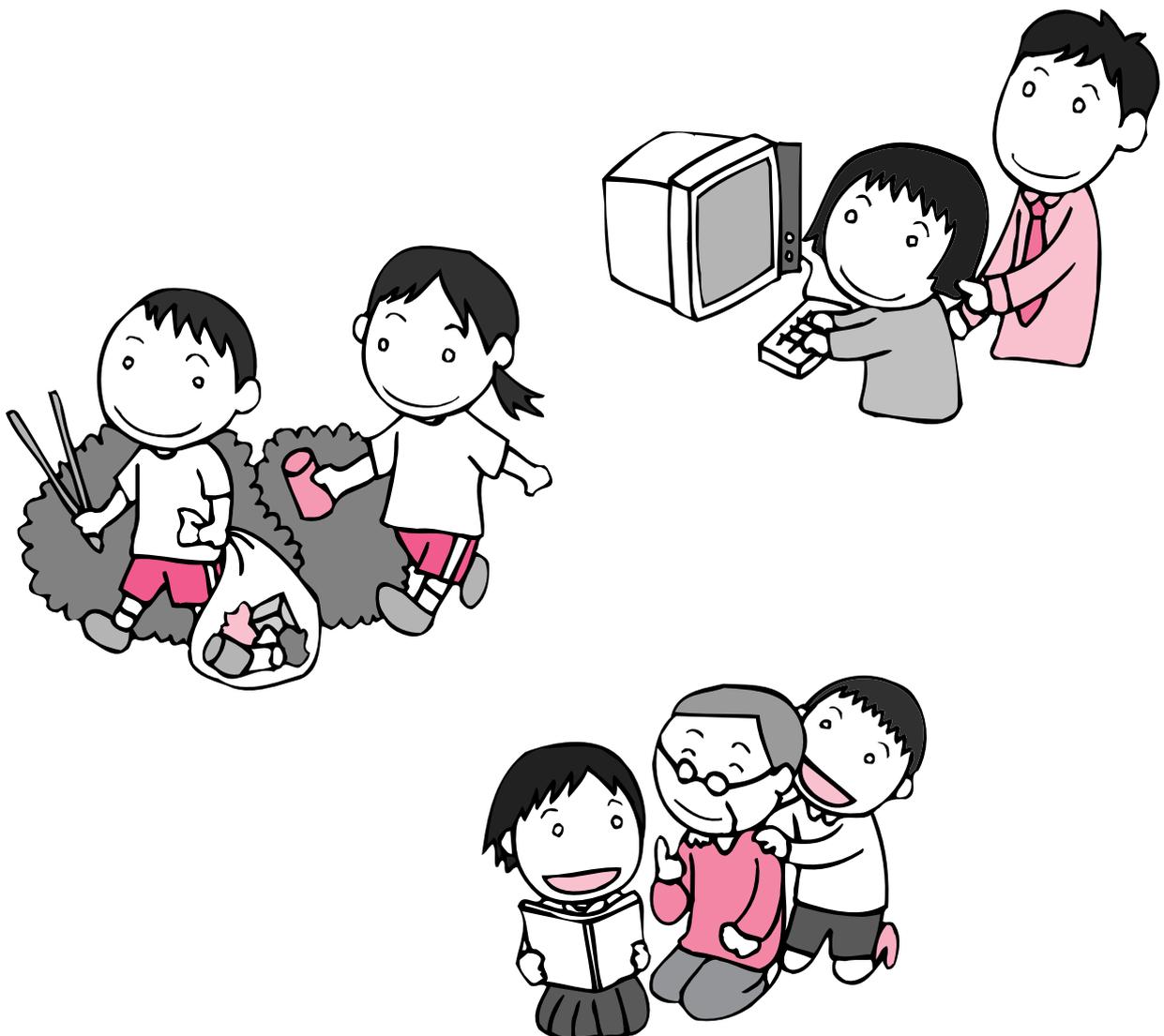
② 学校教育の充実

- 基礎学力の確実な定着を図るため、子ども一人ひとりの学力に応じた指導体制の確立や授業内容の充実に努めます。
- 豊かな心を育むための人権教育や男女共同参画教育、福祉教育、道徳教育などの充実や、英語教育、情報教育などの現代的課題に対応した教育内容の充実に努めます。
- 「総合的な学習の時間」等を活用し、ボランティア等の社会体験や自然体験などの体験型の学習機会の充実に努めます。
- 地域と連携した体験活動や地域の人材との協働による授業の実施など、特色ある学校づくりを推進します。
- 教員の資質向上や学校施設の整備・安全確保に取り組むとともに、学校評価制度や学校評議員制度等を活用した信頼される学校づくりに努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
129	特色ある学校づくり（21 生き生きスクール事業など）の推進	「総合的な学習の時間」等を活用し、職業体験などの校外での体験活動や、地域の人材を講師（ゲストティーチャー）として招いた授業の実施など、学校と地域の協働による、特色ある学校づくりを推進します。 ◆実施学校数 小学校 46 校 中学校 17 校 } ⇒ 継続する
130	学校施設の整備充実	児童生徒の安全かつ適切な教育環境を確保し、多様な新しい学習活動や地域における学習拠点としてふさわしい環境の整備充実を図るため、学校施設の計画的な改築・改修に努めます。
131	学校評議員制度の活用	学校経営について外部の視点から助言等を行う学校評議員制度を活用し、地域に開かれた学校づくりを進めます。
132	教職員研修の実施	教職員の資質及び専門性の向上を図るため、各種研修を行います。また、教職員による自主的な研修活動への支援を行います。
133	情報教育の推進	校内LANの構築など、IT（情報技術）環境の整備を行い、インターネット利用等におけるルールやマナーなども含めた情報活用能力を身につけさせるための情報教育を推進します。
134	国際理解教育の推進	児童生徒の国際理解を深めるため、英語指導助手（ALT）による外国語教育や国際交流を推進します。
135	道徳教育の推進	児童生徒の道徳性の育成を図るため、地域との交流や体験活動などを取り入れ、道徳の意味や大切さを気づかせる道徳教育を推進します。
136	人権教育の推進	児童生徒の人権意識の高揚を図るため、人権教育を実施するとともに、教職員に対する人権教育研修を行います。

施策番号	施策の名称	施策の内容
137	福祉教育の推進	他者への思いやりの心を育むため、高齢者や障害者等との交流やボランティアなどの体験活動を取り入れた福祉教育を推進します。
138	環境教育の推進	資源や環境を大切にすることの意識の高揚を図るため、環境教育を実施します。
139	生徒活動への支援	生徒会活動や部活動等の生徒活動の推進を図るため、活動経費等の助成を行います。
140	部活動（運動部）の支援	部活動の指導者不足に対応するため、外部指導者の支援充実や、総合型地域スポーツクラブ等との連携なども含めた検討を行います。
141	少人数授業の実施	子どもたちの確かな学力を育むために、小学校低学年児童に対して、少人数によるきめ細かな指導を行います。
再掲 120	学校教育における男女共同参画教育の推進	小・中学校において、学習指導要領の趣旨に則り、各教科や道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を通して、男女共同参画に関わる教育を推進します。



③ 不登校などに関する相談・支援の充実

- 学校や関係機関等と連携し、不登校やひきこもりなどに関する相談や指導・支援の充実を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
142	ひきこもり等に対する対策の推進	様々な要因で自宅にひきこもり、学校・社会と関わることができない子どもたちをサポートするために、訪問指導などを通じた復帰支援を行います。また、専門機関や関係団体などからなるネットワークの構築を図ります。 ◆実施年度 平成18年度に実施
143	不登校児童対策事業の実施	不登校の児童生徒に対し、カウンセリング、教科指導、体験学習などを通して、子どもたちの自信回復や自立を図り、学校復帰を目指します。
144	ヤングアドバイザー事業の実施	適応指導教室に通う子どもに対し、大学生・大学院生のボランティアによる学習や体験活動の支援を行います。
145	教育相談の実施	児童生徒の様々な問題について、保護者や教職員からの相談に対応します。
再掲 112	小学校スクールカウンセラー活用事業の充実	子どもたちが抱える心の問題に対して、小学校の段階から早期に対応・支援を行うために、臨床心理士の資格を持つカウンセラーを必要に応じて配置し、様々な相談に対応します。また、発達面における相談に対し、専門医から医療的なアドバイスも行います。
再掲 113	中学校スクールカウンセラー活用事業の充実	様々な悩みを抱える生徒が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図るために、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーを配置し、専門的な立場からアドバイスを行います。また、合わせて、教師や保護者の相談も受け付けます。
再掲 114	市立高校における心の教育推進事業の実施	性及び精神保健に関して、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーによる個別の健康相談や、生徒・教師及び保護者を対象とした講演会を開催します。
再掲 116	ヤングテレホン相談の実施	青少年の悩みや、保護者からの子どもの非行や問題行動等に関する電話相談に対応します。

(3) 児童健全育成対策の充実

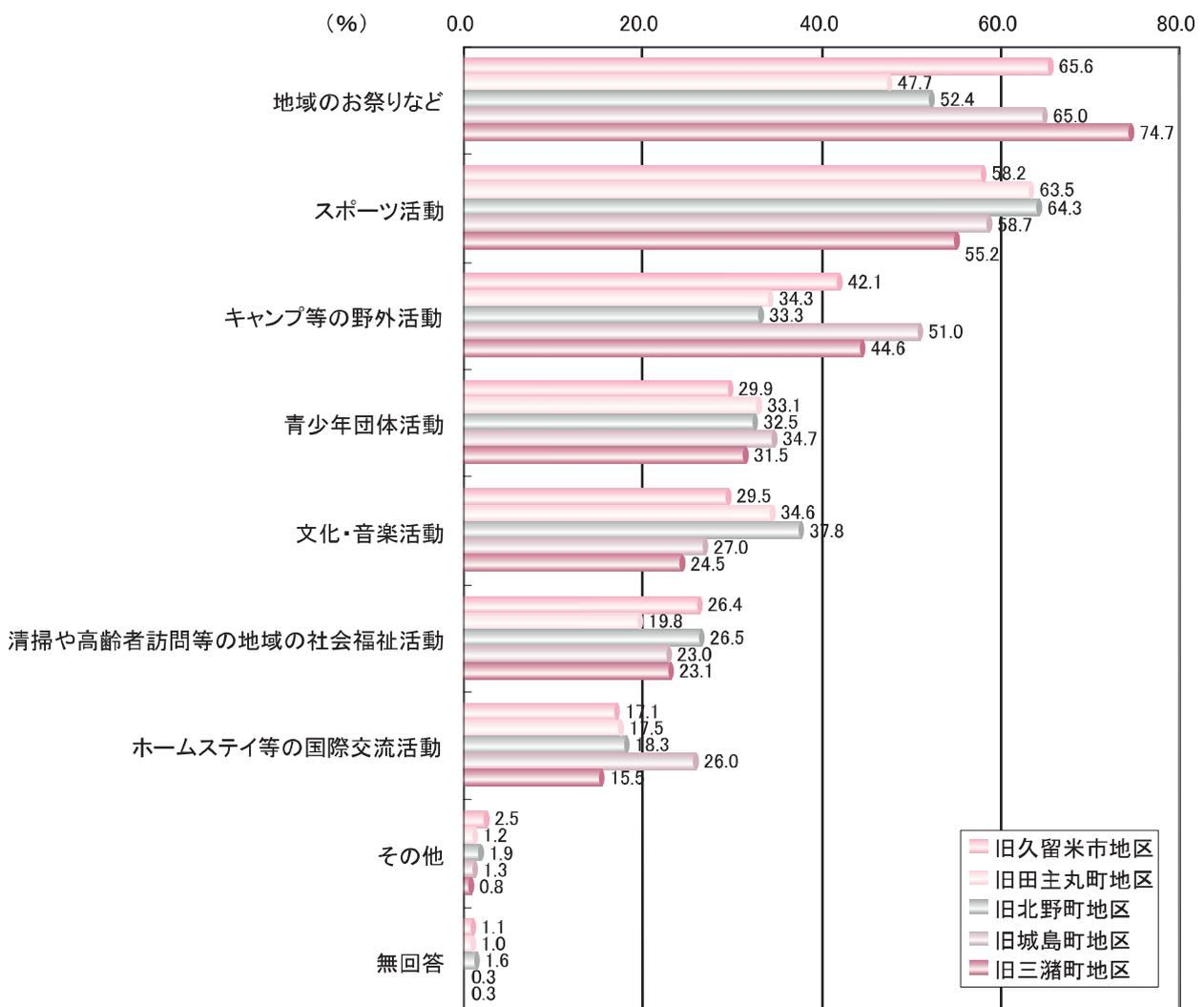
基本方針

平成14年度から完全学校週5日制が導入され、全ての土曜日が休みとなりました。それにより、児童生徒が学校以外で過ごす時間が増え、地域の中で遊び、学べる場や機会の必要性が増えています。

しかしながら、現状では、子どもの遊び場・居場所が少ないことを問題視している保護者も少なくはありません（図表35）。また、保護者の多くは、地域のお祭りやスポーツ活動をはじめとした多様な活動に子どもを参加させたいと思っており（図表45）、このようなニーズに対応した様々な体験活動の場づくりが求められています。

このような状況を踏まえ、次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つように、家庭・学校・地域が連携し、子どもの居場所づくりや地域での体験活動の充実を図ります。また、いじめ・非行などの問題行動の予防や対応、有害環境浄化対策にも取り組みます。

■図表45 小学生が参加しているもしくは今後参加させたい地域活動等■（複数回答）



資料/次世代育成支援に関するニーズ調査 [小学生用] (平成15年度)

施策の方向

① 子どもの居場所づくりの推進

- 放課後や週末等に子どもが自由に集い、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進します。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
146	青少年の居場所づくりの推進	学校や社会教育施設、空き店舗などの活用も含めた青少年のくつろぎスペースの検討や、青少年向けの体験型事業の検討など、居場所づくりに関する調査・研究を行い、具体的な取り組みを進めます。
147	地域子ども育成事業の推進	地域の関係団体・住民などにより、「アンビシャス広場」等の地域における子どもの居場所づくりが進められており、その活動を支援します。
148	地域の遊び場の整備	子育て支援基金を活用し、社会福祉協議会が行う地域の子どもの遊び場（ちびっ子広場）整備事業に対し、助成を行います。また、子どもたちが望む遊び場の整備に向けた研究を進めます。
149	石橋記念くるめっ子館、児童センター事業の推進	石橋記念くるめっ子館において、土・日曜日を中心とした体験・交流活動の実施や、自由に利用できるサロンの開放などを行います。また、児童センターでは、各種クラブ活動や行事を行い、子どもに適切な遊びと学びの場を提供します。
150	社会教育施設・文化施設、社会体育施設などの活用	子どもの居場所等として、図書館やえーるピア久留米、石橋文化センター、石橋美術館、くるめウス、鳥類センター、青少年科学館、公民館、体育館等の活用を促進します。
151	学校施設の開放	学校施設を地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として開放します。
152	スポーツ施設の充実	市民の生涯スポーツの普及振興を図るため、スポーツ施設の整備を行います。
153	わんぱく活動推進事業の実施	子どもたちの屋外遊びの環境を提供し、遊びを通して生きる力の基本を身につけられるように、屋外冒険遊び場（プレーパーク）の実施やプレーリーダーの養成・派遣などを行います。

② 多様な体験活動の充実

■ 豊かな自然環境などの資源を活用した各種体験活動の推進を図ります。

■ 子どもの体験活動を指導するボランティア等の人材育成に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
154	青少年学校外活動支援事業（校区チャレンジ子ども土曜塾など）の実施	主に土曜日に子どもの学習意欲や学力向上のための事業、社会体験、生活体験、自然体験などの事業を実施する地域の運営委員会などの支援を行います。 ◆実施か所数 37か所 ⇒ 継続する
155	総合型地域スポーツクラブの設立推進	身近な地域でいつでも誰でも気軽に継続してスポーツができる場である「総合型地域スポーツクラブ」の設立を推進します。 ◆実施か所数 4か所 ⇒ 7か所
156	青少年体験事業（よか余暇たのしか塾や土曜塾など）の実施	異年齢交流や親子のふれあいなどを目的とした、体験型の事業をえーるピア久留米等を拠点として実施します。
157	通学合宿の実施	自炊などの自活体験や自然体験などが経験できる通学合宿を実施する子ども会連合会などの支援を行います。
158	少年の翼事業の実施	子どもたちが集い、団体生活の楽しさや協力することの大切さ、友情などを学ぶとともに、訪問先の子どもたちとの交流を行うなどの体験・交流型の事業を実施する少年の翼実行委員会の支援を行います。
159	様々な体験活動の実施	各行政目的に応じた子ども向けの農業体験や自然体験、国際交流事業などの体験活動を実施します。
160	体験活動などに関する情報提供	子どもセンターで各種体験活動の情報を収集し、子ども向け情報誌により情報を提供します。また、子育て支援ホームページでも子どもを対象としたイベント情報を提供します。
161	指導ボランティアの育成	生涯学習活動の一環として、子どもの各種体験活動の指導者であるボランティアの育成を図ります。
162	体育指導委員の育成支援	地域でスポーツイベント等を企画運営する体育指導委員の資質の向上を図るため、体育指導委員連絡協議会に対し助成を行います。
163	社会教育関係団体への支援	PTA、子ども会等の子どもに関する社会教育関係団体に対し、活動費助成や指導者研修等を行います。
164	スポーツ関連団体への支援	各種スポーツ大会・教室の開催や指導者の養成などを行っている体育協会への支援や、様々な子ども向けのスポーツ活動を行っているスポーツ少年団などに対し助成を行います。
165	中高校生ボランティアスクールの実施	中学生や高校生を対象に、ボランティアに関する様々な体験や講座などを行います。
166	青少年総合研修施設の整備	豊かな自然環境を活用した青少年の野外活動、宿泊研修など様々な体験活動に対応できる総合的な研修施設の整備について、調査研究を進めます。
再掲 149	石橋記念くるめっ子館、児童センター事業の推進	石橋記念くるめっ子館において、土・日曜日を中心とした体験・交流活動の実施や、自由に利用できるサロンの開放などを行います。また、児童センターでは、各種クラブ活動や行事を行い、子どもに適切な遊びと学びの場を提供します。